三七六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一〇　二

三七九　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　一一　二

三八〇　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一一　二

三八二　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一二　一

三八三　日本国に帰化を許可する件　一二　一

三八四　〃　一三　一

三八五　原戸籍の一部が滅失した件　一四　三

三八六　日本国に帰化を許可する件　一四　三

三八七　除籍の一部が滅失した件　一八　三

三八八　原戸籍の一部が滅失した件　一八　三

三八九　戸籍が滅失した件　一八　三

三九〇　信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件　一八　四

三九一　日本国に帰化を許可する件　一九　五

三九二　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二〇　五

三九三　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　二〇　五

三九四　日本国に帰化を許可する件　二〇　五

三九五　不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件　二一　三

三九六　日本国に帰化を許可する件　二一　三

三九七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二四　四

三九八　除籍の一部が滅失した件　二五　四

三九九　日本国に帰化を許可する件　二五　四

四〇〇　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　二六　七

四〇一　原戸籍の一部が滅失した件　二六　七

四〇二　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二六　七

四〇三　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件　二六　七

四〇四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二六　七

四〇五　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二六　八

四〇六　日本国に帰化を許可する件　二七　二

四〇七　除籍の一部が滅失した件　二八　四

四〇八　除籍が滅失した件　二八　四

四〇九　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　二八　211　七二

四一〇　平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針を定める件　二八　211　七三

○外務省

四一一　南スーダン共和国における「国境及び出入国管理計画」のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件　四　三

三〇一　国際電気通信衛星機構からのブルガリア共和国の脱退に関する件　七　三

三〇二　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件　一〇　二

三〇三　エジプト・アラブ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一〇　三